

報道関係者 各位

令和7年9月29日（月）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 小城 太

室長補佐 二石 和伸

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakkyoku@mhlw.go.jp

鹿児島県最低賃金を「時間額1,026円」に引き上げます

～効力発生日は、令和7年11月1日です～

鹿児島労働局長（永野 和則）は、鹿児島県最低賃金を73円引き上げ、時間額1,026円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月16日、鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会（会長 川口 俊一）に対し諮問を行い、同審議会は、8月29日、現行の時間額953円を73円引き上げて（引上率7.66%）、1,026円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて鹿児島労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、9月17日に鹿児島県最低賃金を時間額1,026円とする決定を行い、本日（9月29日）、官報公示を行いました。

効力発生日は、令和7年11月1日となります。

鹿児島労働局では、引き続き、改正された最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

1 最低賃金について

（1）適用される労働者の範囲

鹿児島県最低賃金は、鹿児島県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

また、1人の労働者について2以上の最低賃金が競合する場合（地域別最低賃金と特定最低賃金〔産業別最低賃金〕が競合する場合）には、最低賃金額の高い方の最低

賃金が適用されます。

なお、今回改正された鹿児島県最低賃金は、平成26年12月26日発効の百貨店・総合スーパー最低賃金の693円、令和3年12月17日発効の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の842円及び令和6年12月21日発効の自動車（新車）小売業最低賃金の986円を上回っていることから、令和7年11月1日から同業種に従事する労働者に対しても鹿児島県最低賃金が適用されます。

（２） 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。具体的には、基本給と諸手当（ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除きます。）が対象となります。

最低賃金の対象から除外する賃金は次のとおりです。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 所定労働時間を超える期間の労働に対して支払われる賃金
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（３） 過去10年間の改正状況

年 度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
時 間 額	715円	737円	761円	790円	793円
引 上 額	21円	22円	24円	29円	3円
引 上 率	3.03%	3.08%	3.26%	3.81%	0.38%

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
時 間 額	821円	853円	897円	953円	1,026円
引 上 額	28円	32円	44円	56円	73円
引 上 率	3.53%	3.90%	5.16%	6.24%	7.66%

2 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援について

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引き上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

（１） 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。（別添1リーフレット参照）

お問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（Tel 0120-366-440）または、鹿児島労働局雇用環境・均等室（Tel 099-223-8239）にお尋ねください。

（２） キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を３％以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。（別添１リーフレット参照）

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課（Tel 099-219-5101）にお尋ねください。

（３） 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。（別添１リーフレット参照）

お問い合わせは、鹿児島労働局雇用環境・均等室（Tel 099-223-8239）にお尋ねください。

（４） 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。（別添１リーフレット参照）

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課（Tel 099-219-5101）にお尋ねください。

（５） 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。（別添１リーフレット参照）

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課（Tel 099-219-5101）にお尋ねください。

（６） 専門家派遣・相談等支援事業（鹿児島働き方改革推進支援センター）

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の実現に向けて、中小企業・小規模事業者等を対象に、長時間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引き上げ、人手不足の緩和に向けた取組を支援するため、様々な関係機関と連携し、労務管理・企業経営等の専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施しています。（別添２リーフレット参照）

また、各種助成金の相談にも応じています。

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.9)



厚生労働省 委託

《中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

(受託者：全国社会保険労務士会連合会)

働き方改革って何をしたらいいの？

同一労働同一賃金がよくわからない 😞

生産性を上げて残業を減らしたい

賃金引上げ、人手不足解消は？

有給休暇の取得の進め方は？

利用できる助成金は？

就業規則を見直したい
けど、どうしたらいい？ハラスメント防止の
ためにすべきことは？育児・介護休業は
どう社内整備すれば 😞くるみん、えるぼし
認定を受けたい！

事業主・人事労務担当者のみなさまのご相談に専門家の

社会保険労務士が応えいたします。

すべて無料
センターへの来所・
電話等の個別相談
コンサルティング
社会保険労務士が
企業を訪問し
相談支援

セミナーの開催
セミナーの講師
派遣


【鹿児島働き方改革推進支援センター】

鹿児島市鴨池新町6-6鴨池南国ビル11階
(鹿児島県社会保険労務士会事務局内)

※E-mail kagoshima@workstylereform.net


0120-380-436


ホームページ

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>


裏面へ

F A X 申込書

(FAX番号 050-1871-1843)

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、F A Xによるご相談、各種支援サービスのお申込みもお受けしております。
(電話・電子メール及びホームページからでもお申し込みが可能です。)

※希望するサービスに☑をお付けください。

☐ コンサルティング(個別訪問)による相談を希望する

- ▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。
- ▶ 1企業当たり、(原則)3回まで企業へ訪問いたします。

ご相談内容：



すべて無料

☐ 働き方改革セミナー講師を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催する企業向けセミナー(40名程度)に講師を派遣いたします。

事業所名	
所在地	〒 ー
電話番号	
ご担当者名	
(備考)	

※F A Xをいただければ、直ちにお電話で日程調整等の連絡をいたします。

<働き方改革推進支援センター相談事例>

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中(卸売・小売業)

- ⇒ 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、マルチタスク化を提案。
- ⇒ 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。
- ⇒ 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- ⇒ 倉庫作業中心の非正社員がフォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金を利用)した。

特定部門の社員が長時間労働(飲食業)

- ⇒ 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ(マルチタスク化)、部門のシフト制を提案。
- ⇒ シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- ⇒ 労働能率の増進に資する食材製造機械等の費用を補助する働き方改革推進支援助成金を紹介。
- ⇒ マルチタスク化により残業が削減。